

令和4年度電子制御装置整備の 整備主任者等資格取得講習(実習編)開催

(一社)千葉県自動車整備振興会 教育部

国土交通省より「特定整備に係る省令改正が令和2年2月に公布され、令和2年4月に施行する旨とあわせて、標記講習に関する関係通達が施行されました。

この道路運送車両法施行規則に規定する運輸支局長等が行う講習については、下記「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」として実施いたします。資格取得講習(実習編)を下記のとおり開催いたしますので、ご希望の方は、次頁受講申込書により3月28日までに申込みされますようお願いいたします。

【注】学科講習・試問は、別開催となります。日程及び申請要領等は千葉運輸支局ホームページでご確認ください。

- 1. 受講資格**・・・2級自動車整備士・自動車電気装置整備士・自動車車体整備士
(電子制御装置整備をしようとする事業場の整備主任者として選任予定の方。)
※令和2・3年度整備主任者技術研修受講者 及び 運輸支局長が定める認定機関での受講者はこの実習講習は免除されます。
- 2. 研修内容**・・・エーミング作業に関する学科及び実技
- 3. 実施日、場所**・・・令和5年4月11日(火)
千葉県自動車大学校(千葉市美浜区新港156)
- 4. 研修時間**・・・受付時間 13:00～ 研修予定 13:30～16:30
- 5. 受講料**・・・会員 3,000円(テキスト含む、税込) 会員外 6,000円
- 6. 携行品**・・・筆記用具、受講申込書(受付後、申込書を返信いたします。)
※実習で作業がありますので作業服及び安全靴での受講をお願いします。
- 7. 募集人数**・・・各部とも30名
※申込数が定員を超えた場合は、日程を振り替えてご案内させていただきますので、ご了承ください。
- 8. 備考**・・・1級小型自動車整備士の方は電子制御装置整備の整備主任者資格者となりますので、この講習を受講する必要はありません。
※研修会場内は **マスクの着用** にご協力ください。

◎講習に関するお問合せ先 (一社)千葉県自動車整備振興会 教育部

電話 043-241-7247 へお願いします。

